

令和 8 年度

魚沼都市計画 ごみ処理場の変更について
(魚沼市決定)

魚沼都市計画 ごみ処理場の変更（魚沼市決定）

1. 魚沼都市計画ごみ処理場 1 号 小出郷ごみ処理場 を以下のように変更する。

名 称	位 置	面積	備 考
1 魚沼市 ごみ処理場	魚沼市 中島 字砂田 魚沼市 中島 字糸田	2.37ha	・区域変更 ・面積変更（2.3ha → 2.37ha） ・処理能力 （ゴミ焼却 95t/日、 粗大ゴミ 23t/日 → ゴミ焼却 42t/日、 リサイクル系 6t/日）

「区域は計画図表示のとおり」

2. 理由

魚沼市全域及び南魚沼市大和地域から排出されるごみは、魚沼市の一般廃棄物ごみ処理施設であるエコプラント魚沼で処理を行っているが、竣工から30年が経過し老朽化していることから施設の更新が急務である。

このため、「魚沼市新ごみ処理施設整備構想」に基づき、現施設に替わる新たなごみ処理施設を建設するため、魚沼都市計画魚沼市ごみ処理場を本計画のとおり変更するものである。

都市計画の案の理由書

【都市の将来像における位置付け】

魚沼市のまちづくりの基本方針である「第三次魚沼市総合計画（前期基本計画）」において、新ごみ処理施設の建設を契機として、分別区分の見直しや資源化できる品目の追加などを行い、限りある資源を効率的に活用するとともに、リサイクルを通じた資源循環の推進や環境負荷の低減に取り組むこととしている。

また、魚沼市都市計画マスタープランでは、全体構想における都市づくりの方針の中で、都市施設の整備方針として「新たなごみ処理施設については、周辺環境や利便性を含めて適切な立地場所を検討します。」としている。

これらの上位関連計画の方針によると、排出される一般廃棄物を処理する施設を、環境負担を軽減しつつ安定的に稼働させることが不可欠であるとしている。

【都市計画の必要性】

現在のごみ処理場は、平成7年4月に稼働を開始しているが、その後設備の老朽化が進行している。また、南魚沼市大和地域から排出されるごみの搬入が終了することから、施設規模の見直しを行った上で、新たなごみ処理施設の建設が必要となっている。

また、ごみ処理施設は、住民生活にとって恒久的に必要な施設であることから、周辺環境に与える影響を考慮し、位置や整備に必要な区域、規模を明確に示す必要がある。

新たな施設は魚沼市が令和6年3月に策定した「魚沼市新ごみ処理施設整備構想」に基づき、現施設の隣接地に建設することとし、住民生活に支障が出ないよう現施設を稼働させながら新施設を建設することとしている。建設用地として必要な区域の一部が都市計画決定区域に含まれていないことから、当該区域を加えて都市計画決定することが適当である。

【位置・区域・規模の妥当性】

新ごみ処理施設の位置については、収集運搬体制の変更が不要で、周辺の生活環境に新たな影響を及ぼすおそれが小さいことから、施設整備に十分な用地を確保できる現施設の隣接地が妥当である。

新たな施設の規模は、過去の年間ごみ搬入量から将来のごみ搬入量を予測して算出し、また、必要敷地面積は、新潟県内に設置されている同規模のごみ処理施設における敷地面積の実績から設定しているため、妥当な規模である。